

事務連絡
令和7年（2025年）3月24日

業界団体代表者 様

札幌市財政局管財部長

「札幌市工事等最低制限価格運用要領」等の改正について

早春の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素から本市建設行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では「札幌市工事等最低制限価格運用要領」及び「札幌市工事等低入札価格調査要領」を定め、最低制限価格及び低入札価格調査を運用しているところでございます。

この度、当該要領を改正し、工事及び工事に係る業務の最低制限価格及び低入札価格調査に係る調査基準価格等を4月1日以降に告示する案件から引き上げることといたしますので、改正後の取扱いについて別添のとおりお知らせいたします。

なお、別添の資料につきましては、札幌市役所契約管理課のホームページにも掲載しております。

御不明な点につきましては、下記担当までお問い合わせください。

札幌市役所契約管理課ホームページ

（ホーム>観光・産業・ビジネス>入札・契約>お知らせ>工事・設計等・除雪契約に関するお知らせ）

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/oshirase/oshirase_k.html

担当：財政局管財部契約管理課工事契約係

TEL 211-2442